○農林水産省告示第千二百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年九月二十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　徳島県那賀郡那賀町木頭北川字高野瀬三の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び那賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年九月二十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　徳島県吉野川市美郷字六地五五、二六〇、二八五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字穴地五五・二六〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び吉野川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年九月二十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　徳島県三好市東祖谷菅生五一九の二、五二一の四、五二二の二（次の図に示す部分に限る。）、五二三の四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

東祖谷菅生五一九の二・五二一の四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、五二二の二、五二三の四（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年九月二十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　徳島県吉野川市鴨島町敷地字新林一五五二の一、一五五二の二、一五六四の三、一六四五の三から一六四五の五まで、一六四六、一六四九の一、一六四九の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び吉野川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年九月二十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県田川郡添田町大字英彦山字大川邉一八八一の七・一八八一の一四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県庁及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年九月二十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県田川郡添田町大字英彦山字大川邉一八八一の七・一八八一の一四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県庁及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第九百十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の施行規程の変更（第三回）及び事業計画の変更（第二回）の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年九月二十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成十三年三月二十六日から平成三十一年三月三十一日まで

三　施行地区　千葉県柏市小青田字ヤゴ山、字川端、字駒形、字立山及び字大松並びに船戸字富士見の全部、船戸字花前、字新町、字本町、字館林及び字矢ノ船並びに小青田字波洗及び字小船新田並びに大室字小山台、字川端、字寺下前、字宮前、字前畑、字原畑、字八反目台、字御領前、字東山、字南田及び字正連寺前の各一部の区域

四　土地区画整理事業の名称　柏都市計画事業柏北部東地区一体型特定土地区画整理事業

五　事務所の所在地　千葉県流山市市駒木百七十六番地

六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成十三年三月二十六日

七　事業施行期間の変更　平成十三年三月二十六日から平成三十四年三月三十一日まで

八　施行地区の変更　千葉県柏市小青田字ヤゴ山、字川端、字駒形、字立山及び字大松並びに船戸字富士見の全部、船戸字花前、字新町、字本町、字館林及び字矢ノ船並びに小青田字波洗及び字小船新田並びに大室字小山台、字川端、字寺下前、字前畑、字原畑、字御領前及び字正連寺前の各一部の区域

九　施行規程の変更（第三回）及び事業計画の変更（第二回）の認可の年月日　平成二十六年九月二十五日

○国土交通省告示第九百十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年九月二十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

下日下部谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路のうち、その接している区間の道路敷

鳥取県八頭郡八頭町大字日下部

字光明寺　一五六一番から一五六三番まで

一五六五番

一五六六番一

一五六八番及び一五六九番